

市立豊中病院医療費等（特別室・個室の入院料加算額、診療費） の減免取扱基準

（目的）

第1条 この基準は、医療費等（特別室および個室（以下「個室等」という。）の入院料加算額（以下「室料差額」という。）および診療費）の減免取扱に関して、必要事項を定めることを目的とする。

（減免の要件）

第2条 次の各号に該当する症例疾患で、主治医は個室等での隔離が必要であると認めた場合に室料差額をまた市長が特別に必要と認めた場合に室料差額または診療費を豊中市病院事業の設置等に関する条例第13条に基づき減免することができる。

(1) 医師が「治療上必要である」と判断した患者

ア 救急患者、術後患者等であって、病状が重篤なため安静を必要とする者、または常時監視を要し、適時適切な看護または介助を必要とする者

イ 免疫力が低下し、感染症に罹患するおそれのある患者

ウ 集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者

(2) 医師が院内感染を防止するため、MRSA患者およびその他の感染症（細菌感染・ウイルス感染）患者を入室させた場合

(3) 豊中市病院事業の設置等に関する条例施行規程第11条に記載された内容の場合

2 前項に規定する減免の認定は、別表「医療費等減免取扱マニュアル」によるものとする。

（減免の額）

第3条 前条の規定により室料差額および診療費の減免が認められた者は、室料差額および診療費の全額または一部を減免する。

（減免の期間）

第4条 室料差額の減免期間は、主治医が個室等での治療が必要と認める期間とする。また、豊中市病院事業管理者が減免を認めた場合は、その該当期間とする。

（減免の手続）

第5条 所属長は、医療費の減免に関しては「医療費の減免願い」を、室料差額に関しては「個室使用（感染症）願い」を医事課に提出し、事務局長の決裁を受けるものとする。

（減免の取消）

第6条 室料差額の減免措置を受けた者が病状の回復等により、減免の理由がなくなった場合には、減免を取り消すものとする。

附 則

この基準は、平成12年2月1日から適用する。なお、この基準の適用日以前の取扱については、従前の例による。

この基準は、平成16年8月1日から適用する。

この基準は、平成20年5月1日から適用する。

この基準は、平成21年7月1日から適用する。